

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項 目 名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置										
税 目	所得税、国税徴収法										
要 望 の 内 容	雇用保険制度等に関しては、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする等の雇用保険制度上の暫定措置が令和 8 年度末で終了することから、こうした暫定措置の取扱いについて検討が必要であるほか、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討や、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向けた職業訓練受講への支援の方策の検討について盛り込まれたところ。										
	失業等給付及び育児休業等給付（以下「失業等給付等」という。）は全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。										
	また、前述の暫定措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。										
	<関係条文> 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 11 条、第 12 条、第 61 条の 6 第 5 項 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ —</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ —
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）									
（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）									

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 雇用保険制度は、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付や育児休業等給付を支給している。 また、日本成長戦略等において、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方の検討等が盛り込まれた。 (2) 施策の必要性 失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のため必要最低限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、 ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 日本成長戦略等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある 等の理由から、非課税措置が不可欠である。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標４ 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
		政策の達成目標	失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、 ・労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進 ・日本成長戦略等において掲げられた事項 等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえられることなく雇用保険被保険者に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達してい	

	ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	失業等給付等に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 6 年度等に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。	